

仏教と軍事援護事業
－日清戦争における西本願寺教団の
事業を端緒として－

名和月之介

四天王寺国際仏教大学紀要

第40号

2005年9月

(抜刷)

仏教と軍事援護事業 — 日清戦争における西本願寺教団の事業を端緒として —

名 和 月之介

(平成17年3月31日 提出)

仏教は、明治維新直後の神仏分離政策に伴う廃仏毀釈によって存廃の危機にさらされた。明治政府の宗教政策は必ずしも廃仏政策ではなかったが神道中心のものであった。折しもキリスト教が解禁され、その布教伝道ならびに慈善事業などへの進出が活発化した。こうした内外からの攻勢にあって仏教は自らの社会的有用性が容認される活路を模索した。その中で従来の仏教慈善から社会的・組織的な仏教慈善事業の形成を図ったのが明治中期であり、日清戦争を契機にその事業の一形態として軍事援護が展開され、従軍布教、軍隊慰問などが行われた。

小論は、仏教がこうした軍事援護事業を形成する歴史的過程を観察分析すると共に、その社会的要因を考察する。それによって、政府の軍事救護との関係における仏教の軍事援護の性格と役割、ならびに仏教と軍事援護との関係を明らかにするものである。ここでは、主に西本願寺教団の事業を事例として論述することとする。

キーワード：軍事援護、従軍布教、軍隊慰問、西本願寺教団

はじめに

明治維新後、新政府は王政復古の下に神仏分離政策を断行し、廃仏毀釈の嵐が吹き荒れることとなった。政府の宗教政策は必ずしも廃仏政策ではなかったが神道中心のものであった。廃仏の危機に直面した仏教は、維新体制に順応するため宗制の革新、宗学の確立など、諸般の再編成を余儀なくされた。折からのキリスト教解禁もあり、その布教伝道ならびに慈善・教育事業などへの進出が活発化した。こうして自宗の擁護と外教であるキリスト教排除に動いたのが維新以降、明治前半期における仏教の状況であった。

明治20年代に入って、仏教はその社会的有用性の容認を求めて、従来の施与救恤的な仏教慈善から徐々に社会的・組織的な仏教慈善事業を形成し

つつあった。その具体的・現実的な事業の一分野として明治27,8年の日清戦争における軍事援護があったといえる。

仏教による軍事援護事業には、軍隊慰問、従軍布教、傷病兵慰問、捕虜撫恤、恤兵献金および公債募集、追弔会修行などが含まれる。また、戦後における帰還軍人・軍属の慰問、傷病者・軍人遺族の援護・慰諭など多方面にわたっている。

小論は、仏教によるこうした軍事援護事業の形成過程を次の二点を軸に考察するものである。

第一点は、政府による軍事救護との関係において、民間の軍事援護としての仏教の事業が有する性格と果していた役割である。この戦争時、政府による軍事救護が整備されていない状況下、民間の軍事援護とくに恤兵・献金が要請された。その

中、仏教も従軍布教、軍隊慰問など独自にして固有の事業形態と展開を見せることになった。

第二点は、仏教の社会的有用性という課題と仏教の軍事援護との関係である。その課題は、維新政権の断行した神道中心の宗教政策ならびにキリスト教の布教伝道など内外の攻勢に淵源を求めることができるが、維新以降の明治仏教が克服すべきものであった。

ここでは、まず明治期における政府の軍事救護制度について概観し、それとの関係における民間の軍事援護事業の性格と役割について論述する。次に、仏教思想より見た日清戦争、すなわち仏教の戦争観について少しく考察すると共に、仏教各宗の軍事援護事業を略述する。次は小論の主要テーマとなるが、西本願寺教団の宗主明如^{みょうにょ}の思想と行動に焦点を当てながら、教団がこの事業を形成する歴史的過程および社会的要因を考察する。併せて教団の具体的・現実的な事業展開についても観察することとする。

1. 明治期における軍事救護制度と軍事援護事業の概観

日清戦争における仏教の軍事援護事業について述べる前に、用語によって生じる概念の混同と混乱を避けるために、まず使用する用語の概念規定を行っておきたい。

軍事援護事業とは、政府による公的な軍事救護に関する民間の事業といえる¹。そして、軍事救護制度とは、政府が公的に軍人または軍人遺家族の生活困難を救護する制度である。

この軍事救護制度は、救済制度を一般救護制度と特別救護制度に分けた場合、後者の特別救護制度に属するものである。因みに、一般救護制度とは、貧困のため生活不能の一般的救護者を救護する制度であり、特別救護制度は特別の要救護原因に基づく要救護者の救護を目的とする制度である²。

日清戦争の頃、政府による公的な軍事救護制度は、後述するように、体裁が整っていないのに対して、民間による献納金・寄贈品などを含めた援護・後援事業は活発化していた³。

たとえば、民間における軍費拠出の運動の一つとして、福沢諭吉の提唱による報国会の結成がある。報国会は、明治27年7月30日福沢諭吉を中心に三井八郎右衛門、岩崎久弥、渋沢栄一、東久世通禧が発起人となり、東京の華族・富豪を始め各有志者に軍費拠出を依頼したことにはじまった⁴。一方、政府の方でも軍事公債を募集することになり、報国会は同年9月には解散となったが、福沢は1万円の私金を義捐した。

関西では明治27年8月4日、大阪地方の実業家および大阪府知事の主唱で報公義会が組織された⁵。

また、兵役服事の奨励を共通の目的とする軍事援護団体も多く組織された⁶。この種の軍事援護団体は住民の自発的意志による自主的な団体としての外見を備え、経済的には主として篤志家の寄付に依存していた。しかし、実際は県・郡あるいは町村当局の勧奨により設けられ、その指示のもとに活動していたという。

ところで、政府による公的な一般救護制度としては、明治7年の恤救規則の制定がある。しかし、これは、その後何度か根本的改正を企図されたが、昭和4年救護法の制定公布まで、その改正は実現しなかった。

一方、特別救護制度においては、明治13年備荒儲蓄法（前身は明治4年県治条例による窮民一時救助規則）、明治15年行旅死亡人取扱規則などが実施され、その後明治32年法律第77号罹災救助基金法および同年法律第93号行旅病人及行旅死亡人取扱法が制定されている⁷。さらに、北海道旧土人保護法（明治32年法律第95号を以て制定公布）と水難救護法（明治32年法律第95号を以て制定公布）もあげられる。

この特別救護制度に属するものとして軍事救護制度があるが、ここで、その明治期における展開について概観することとする。

政府による本格的な軍事救護制度は、明治27年の日清戦争時にはまだ見られず、明治37年の日露戦争を契機として制定された同年勅令第94号下士兵卒家族扶助令を待たねばならない。しかし、同令は、富田愛次郎が指摘するように⁸、一時的性質のものであり、下士卒の遺家族に対し国費救護の方途がはじめて確定されたのは、大正6年法律第1号軍事救護法といえる。なお、明治39年には廃兵院法が制定されている。

もっとも、それらに先行して明治初期には軍人に対する給与制度が見られた。それは明治4年兵部省達陸軍士官兵卒給俸諸定則である⁹。この規則は公務傷病に対する給与の規定をも有し、後の恩給制度の前身をなすものである。

翌明治5年、士族の世襲的兵職が解かれると共に国民皆兵の制をとり、20歳に達した男子は皆兵籍に編入された¹⁰。同年廃兵取扱規則も定められた。

次いで明治8年太政官達陸軍武官傷痍扶助及死亡ノ者祭弔並ニ其家族扶助概則と海軍退隠令が公布され、ようやく傷痍軍人およびその遺家族に対する扶助制度が整ってきた¹¹。この両者は、その後数次の改廃にあったが、明治23年新たに軍人恩給法が制定され、以来30余年間、大正12年恩給法制定まで施行された。

この間、事変の勃発した際、その都度特別の扶助制度が行われた¹²。しかし、明治27年の日清戦争まで戦闘は比較的に小規模で出動軍人も多くなかったため、この種制度にはまだ見るべきものはなかった。

日清戦争に至ると、一時に多数の出征軍人が召集され犠牲者も少なくなかったため、政府はとくに後備応召下士兵卒の家族に対し一律に生活費を

給与した¹³。

しかし、こうした軍事救護制度は、一般救護に代位するものであるが、その施策内容に不備と貧弱さが見られるのである。たとえば、明治39年制定の廃兵院法であるが、これは日露戦争時多数の戦死・傷病者を出し、国が廃兵院を設置し、身体不自由で生活困難な者を収容し、国費で救護する趣旨であった。しかし、その敷地建物は明治40年男爵三井八郎右門から東京巢鴨に寄付を受けたもので、収容救護された戦傷者は100名内外にとどまった¹⁴。ましてや、日清戦争時には、この種施設も存在しなかったのである。

こうした政府の貧弱な軍事救護制度に対する補充的あるいは代替的役割を果たすものとして民間の軍事援護事業があったといえる。その明治期における始まりとして、明治10年5月3日創設の博愛社（明治19年万国赤十字条約加盟により日本赤十字社と改称）があげられる。

この博愛社の成立について、『日本赤十字社発達史』の要述に依拠して少しく概観してみることとする¹⁵。

元老院議官の佐野常民は先に欧州における赤十字事業について調査していたが、明治10年2月、西南戦争が起こった。これは日本人同士相争う最後の内戦であったが、官軍および西郷隆盛軍ともに多数の死傷者を出し、その惨状が連日のように新聞などで報道された。皇室をはじめ国民全般に報国恤兵の事業を起す必要性が広く認識されだした。

ここに、佐野常民は同僚大給恒と共に欧州の赤十字事業に倣って救護協会を起し博愛社と名づけた。明治10年5月参集結盟、東京麹町の華族桜井忠興の邸を臨時仮事務所として開業した。赤丸の徽章を定め長崎、熊本、鹿児島などの諸方面へ医員および看護員を派遣し、傷者の救護に従事した。この慈善救助の趣旨を広く知らせてから各地より

協賛が表せられ、金品あるいは労力を以て参加救助するものが続出したという。

官軍の兵士だけでなく敵兵の傷病兵をも救護するという博愛社の活動に当初は議論もあったようである。しかし、欧米文明国の慣習にちなみ、戦争時に彼我の別なく救済するという博愛精神による傷病兵の救護が認知されたのである。後年、赤十字社と改称して、日清戦争時においても内外の傷病兵の救護活動が展開された。さらに、戦時だけでなく、明治29年の三陸大海嘯においても同社の活動が展開されている。

仏教教団も、たとえば西本願寺は西南戦争後の復興援助として明治10年12月罹災民救助費1万円、明治11年3月学校建築費2千円、明治13年勲業奨励費1万5千円を鹿児島県に寄付した¹⁶。

博愛社は特定の宗教を標榜して活動するものではないが、仏教界も博愛社創立を好意的に迎え、義援金を供出したようである。とくに西本願寺の島地黙雷は、明治10年5月博愛社社員となり、9月熊本、鹿児島地方へ罹災者慰問のため出張した¹⁷。鹿児島では敗走した西郷軍による難を危うく免れた。島地は博愛社の議員設置以来連続して当選社員であり、後に常議員となり、篤志看護婦人会京都支会長である村雲日栄と共に、功労者として有功章を受けている¹⁸。なお、篤志看護婦人会は、明治20年赤十字社付属として創立された。有志婦人によって組織され、戦時傷病軍人を慰撫、看護することを目的に看護学術が講修された¹⁹。

仏教による軍事援護事業としての体裁は見えないが、博愛社の活動に仏教者も関与していた。さらに、仏教は明治27年の日清戦争によって軍事援護事業に参入する。

次に、仏教思想より見た戦争あるいは日清戦争ということを当時の仏教系新聞・雑誌によって観察分析してみたい。

2. 日清戦争と仏教

ここでは、まず日清戦争の経緯について『内務省史』の要述に依拠して述べておこう²⁰。

明治27年7月25日朝鮮豊島沖における日清両艦隊の衝突によって戦争の開幕となり、8月1日日本は清国に対して宣戦布告した。この開戦は朝鮮の東学党の蔓延を契機として、かねて陰悪にあった両国間の危機が暴発した結果である。9月広島に大本営が設けられ、天皇は大元帥として同地に赴き、10月15日第7回臨時議会在広島に召集された。会期1週間で臨時軍費1億5千万円およびこれに関連する諸法律案の成立を見た。日本軍は圧倒的な勝利を示して9月黄海大開戦、11月旅順を占領した。清国はアメリカ政府を通じ日本に講和条件を打診し日本もこれに応じた。講和対策については、まず朝鮮の独立を認めること、次に遼東半島・台湾および澎湖列島の割譲、軍費2億テールの賠償、沙市・重慶・蘇州・杭州の開市、その他大綱を決定した。この条件の下に清国の李鴻章全権との間で翌明治28年4月17日下関において講和条約の調印となった。

なお、臨時軍費予算は歳入歳出とも1億5千万円であり、歳入のうち2千6百万円は国庫剰余金を繰り入れてこれに充て、他は軍事公債条例（明治27年勅令）によってすでに募集した公債3千万円とその他の公債および借入金に求めた²¹。当時の予算総額は約8千万円であったから戦費の巨額さが分る。明治27年12月22日には第8回帝国議会在東京に召集されたが政府は再び1億円に上る臨時軍費追加予算を提出し可決された。

ここで、仏教界のこの戦争に対する思潮を見てみよう。仏教界の新聞雑誌を代表する『明教新誌』は開戦の間近い明治27年6月30日第3433号の社説「如何か此の際に処せん」において、天下和順と兵戈無用が仏教者として天下国家に対する唯一の希望であると平和を念願している。しかし同誌は

開戦直後の8月4日第3450号においては「仏教が厭世的なり、元氣沮喪的なりとの冷評を打ち消すべきときは来れり、其の忠君愛国なることを示すべき機は熟せり、抑も亦た尊皇奉仏愛国護法の主旨を宣揚すべきのときなり」と、一転して戦意高揚を説いている。

しかし、戦争あるいは軍事援護ということは必然的に人命を奪うことに加担する。いかなる大義名分を掲げるにしても、敵国である相手国の人命を殺傷し、その領土を侵害するということにつながる。一方、仏教には五戒八戒という戒律が原始仏教の時代から僧侶が守るべき最少限の戒律として、あるいは仏教徒の倫理道德の基本および生活規範として継承されてきたはずであった。

そして、その五戒の第一に不殺生戒がある。当然、人命を殺傷する戦争・軍事行為は仏教徒として忌避されるものである。また相手国領土を侵害し占領するということは不倫盗戒にも違背する行為といえる。自らを末法における破戒僧と懺悔した親鸞を宗祖に仰ぐ真宗各派における戒律に対する考え方と、華嚴・天台・密教・禅宗に代表される自力聖道門各宗派のそれとは一様ではなからうし、また自力聖道門各宗派においても戒律の遵守に厚薄があることはあろう。しかし、たとえ真宗諸派においても殺生や偷盗をはじめから容認するものでないことは勿論のことである。

こうして、日清戦争を契機として、わが国の仏教は不殺生戒を旨とする自らの生命尊重主義と対外戦争遂行という国家の要請との間に、どう整合性を見るのか一つの試練が与えられたといえる。

日清戦争と仏教思想の関係については、吉田久一が平和運動の視点から各宗派の主だったものについて論じているので²²、ここでは代表的な論説を二三取り上げるにとどめて、仏教が不殺生戒に触れる戦争行為との関係をどのように解釈したのかについて見てみたい。

まず、明治27年7月25日『密厳教報』第116号社説「仏教と戦争」の分析検討を通して、この戦争に対する仏教の考え方を見てみよう。

仏教は慈悲円満をその体とし、利益有情の点から六度万行は皆、抜苦与樂の方便でないものはない、そして防非止惡の点から制戒まず殺生戒よりはじまる。従い、血と劍は仏教博愛主義の仇敵であり、仏教徒が劍と銃をとって軍陣に向うことは可能であろうかと疑問を呈している。それに対して、僧侶は軍人として働くべきでないことを信じ、僧侶兵役の免除を主張し徴兵令の改正を望んでいる。そして人類史上戦争の跡を絶ち、世界各国軍備の廃滅を願うことは仏教徒の理想としている。

しかし、国命を奉じ軍職にいて、あるいは義によって仇敵との対戦はできないことはない、むしろ公戦に勇気をふるうことが仏教の奨導するところであるとしている。

こうした論理展開は、仏教が厭世教であり兵力を弱め国威を損するという非難に対応するものであったといえる。しかし、本来、慈悲を根本精神とし不殺生を旨とする仏教においては、平和が希求されこそすれ、戦争肯定の論理は導き出されるべくもないことである。

戦争開始後、明治27年10月渥美契縁は「道德の標準²³」において、戦争はもとより出家者のなすべきことではないが、世間在俗の人は忌避すべきものでもない、僧俗の立場を分別して論じている。これは仏教者の現状追認的な対応を代表する論説といえる。

渥見は、「彼戦場に臨みて敵兵を殺し、敵を奪ふが如き等の事は、もとより出家たる者の為すべき事業にあらざれば、受戒持律の人は之に関せざること勿論なれども、世間在俗の人に於ては、敢て忌避すべきにあらず」と、まず僧俗の立場を分別する。そして、戦争行為は、いわば世間在俗の人の道德のレベルの問題であるとする。すなわち、

道德とは簡単には止悪作善であるが、善悪は国風民俗または歴史によって標準同じではなく、あるいは同一の事業で善とも悪ともなる。ただ君主に忠愛を尽す良心に出るものであれば、これを罪惡と名づけられず、かえって善といえとする。

こうした論理展開の背景には、後年の日露戦争に反戦の意を表したキリスト者内村鑑三も、日清戦争は義戦であると主張したように、この戦争を義戦として正当化しようとする世論の動向が影響していたといえる。

この渥見の「道德の標準」は、親鸞の言行録といわれる『歎異抄』の一説を想起させるものがある。すなわち、「善惡の二つ、総じてもつて存知せざるなり。そのゆゑは、如来の御ところに善しとおぼしめすほどにしりとほしたらばこそ、善きをしりたるにてもあらめ、如来の惡しとおぼしめすほどにしりとほしたらばこそ、惡しさをしりたるにてもあらめど²⁴」との件である。

つまり、徹底した如来の仏智見よりすれば、人間の善惡の分別は曖昧であり、善惡のどちらにも徹底を欠くものといえる。人間が善を行っても、善を行っているとの思いがあれば、それはすでに惡をはらんでいる。逆に、人間が自らの行業を地獄行きの惡行と信知せしめられたとき、そのまま仏の救済の対象に転じられる。それは、社会通念上の道德的善惡を超えた、独自にして固有の善惡観といえる。

しかし、世俗的な善惡・正邪・是非がきびしく問われた日清戦争という現実の中で、国家の戦争遂行の潮流に、仏教は自らの平和的精神を発揮しえないまま自己を喪失し埋没していったということとは否めない。

3. 日清戦争における仏教各宗の軍事援護事業

日清戦争開戦と共に仏教各宗も戦争協力体制を敷いた。西本願寺教団の軍事援護事業については

後述することとするが、仏教各宗の軍事援護事業の概観について、吉田久一の先行研究を参考にし、主に『明教新誌』によって少しく述べてみたい。

まず、従軍布教であるが、従軍僧の派遣は早くから行われ、正式には明治27年12月27日各宗派本山惣代天台宗妙法院門跡村田寂順、真言宗長者教王護国寺住職高志大了、臨済宗妙心寺派管長芦匡道が連名で各宗16名の戦地派遣を参謀総長有栖川宮熾仁親王に申請し認可されてからである²⁵。各宗派遣人員の内訳は、天台宗1名、真言宗4名、臨済宗3名、浄土宗2名、浄土宗西山派1名、曹洞宗2名、日蓮宗3名である。その「葬祭布教使派遣之儀御願²⁶」には、「布教読経葬儀追吊其他死屍の埋火葬等出来得る限り軍隊慰藉の事務に進では国家に対する報効の万一に供へ退ては死者及其遺族友僚の哀情を慰め候様」とある。これは同年12月30日認可され、慰問追吊使はここに従軍僧となったとしている。

明治28年1月20日『明教新誌』第3527号は社説「従軍僧の勞を想へ」において、現地従軍僧について報じている。すなわち、千軍万馬の戦地で兵士と共に交戦の中、従軍僧は寒気に苦しみ山河を踏み破り衣は汚れ手足破れても、君国のため仏のため教えのためと念じている。その苦勞はいかばかりかとし、十万の日本僧侶は従軍僧の苦勞を想って奮励せよとしている。また、同誌は同号の「従軍の消息」において、天台の大照円朗、真言の和田大円、臨済の原円応、東本願寺の平松理英、佐々木靈秀の追弔、在營軍人および病者の慰問を報じている。

軍隊慰問については、明治28年2月28日『明教新誌』第3550号において、浄土宗管長日野靈瑞が八旬の高齢をも厭わず佐倉、高崎、仙台などの各隊を慰問し士気を鼓舞したとある。

従軍慰問活動の一つとして清・韓国人民の救済

があり、明治28年3月22日『明教新誌』第3561号には真言宗山県玄浄従軍僧ら5名が金州民政庁長官に悲田院設立を請願しているとある。その「悲田院設置願」には「我軍隊に対する布教葬祭等の本務を完ふすべきは勿論なりと雖も（中略）此地に於て一字の民舎或は寺院を借用し悲田院を設けて占領地に於ける鰥寡孤独にして給養の道なきものを拯済し（中略）取敢へず携ふる処の薬品数千包を土人の病めるものに施与し聊か平等大施の菩薩行に準ぜんとす」とあり、往昔の聖徳太子の四箇院の一つ悲田院建立の思想がここでも息づいていることが注目されよう。

捕虜撫恤については各宗とも励行し、日本国内でも多数の捕虜を収容していた。天台宗の浅草寺住職奥田貫昭は、明治28年2月13日東京の浅草本願寺別院で捕虜に説教している（明治28年2月20日『明教新誌』第3546号）。その内容は、捕虜となっても天皇の聖明仁慈によって無体な扱いはされないこと、そして自らの天台宗が中国を故国として伝来していること、最後に「諸悪莫作、衆善奉行」という中国人にも伝わるような通仏教的説教となっている。奥田は観世音菩薩の御影二百枚を配布し見舞いとして手拭一筋を送ったという。比叡山慧日院住職芦津実全も奥田貫昭と共に俘虜撫恤の宗命を奉じ、大津、大阪留置の捕虜を撫恤したとある。

大阪の西本願寺津村別院、東本願寺難波別院と同様、東京の浅草本願寺別院も捕虜収容所となった²⁷。そこで中国語の巧みな東本願寺の小栗栖香頂が通訳を介さず説教を行ったという（明治28年1月18日『明教新誌』第3530号）。小栗栖は3名の将校をはじめ下士卒179名の捕虜を書院に誘い前に列座させ北京語で懇篤に一席の教を説き、通訳官の労を煩わさず捕虜の耳に入れたという。二席目は邦語で真俗二諦の真宗の宗義を弁じ、天皇の厚恩を説き、忠孝一致は日本固有の美德である

と諭した。小栗栖はこれより十日目もしくは二十日目毎に出席して教誨するとある。

捕虜撫恤について、吉田久一は、形式的な聖恩の強調や和平回復後の伝道開拓という功利的目的もあったが、「怨親平等」「仏教の母国」あるいは「両国民は同胞」という宗教的観点が堂々と主張されていると評している²⁸。

病院慰問、出征軍人家族の慰問、貧困家族の救済について明治27年10月3日『婦人雑誌』第81号は仏教者の出征兵士家族の慰問、扶助あるいは病者の世話などを行うようすすめている。

こうした中、播磨仏教婦人報国会がこの戦争の頃設立され軍役などにも尽力し、群馬県甘楽各宗和敬会も戦勝祈祷、忠死者葬祭あるいは恤兵、慰問、遺族癡兵の救恤などの活動をした²⁹。なお、播磨仏教婦人報国会は明治28年10月亀山本徳寺で戦死者追弔法会を行っている³⁰。

賑恤金募集については、仏教系新聞雑誌各社が行った。たとえば、明治27年8月22日『明教新誌』第3459号は社説「召集兵士家族賑恤金を募る」で「同胞同愛の情を国家の干城たる我が軍隊に濺ぐ所以にして又た実に仏陀慈悲の教を奉じ、生れて帝国の民たるものの本分なり」とし、「本社その賑恤の労をとり義金を天下に募らんとす」と訴えている。

4. 仏教の軍事援護事業－西本願寺教団の宗主明如の思想と活動－

1) 軍事援護事業と西本願寺宗主明如

浄土真宗本願寺派である西本願寺教団も他の仏教各宗同様、日清戦争を契機として本格的に軍事援護事業に参入することとなった。それは、仏教としても戦争の後方支援が要請されたというにとどまらず、維新以降最大の課題であった仏教自らの社会的有用性の容認を求めてのものであった。そのことを、宗主明如の思想と行動に焦点を当て

て観察分析することとしたい。

『明如上人伝』には、日清戦争において政府より正式に軍隊布教の許可を取り付けたことは明如多年の宿望であったとして次のように述べられている³¹。

すなわち、軍隊の布教として、西本願寺は縁由が古く、明如継職後、明治10年大阪鎮台にて某布教者の精神講話を行ったことがある。明如は、よく臨場して慰問した。陸軍大将男爵山口素臣が、明如と別懇の間柄で教団報恩講の節など将校、兵士を率いて参拝したことは数年に亘った。山口は、後に金沢に転任の折、同地連隊の西南戦争戦死者のため、兼六公園に日本武尊の銅像を立てて記念とすると碑基に東西両宗主の詠を乞うた。その記念碑に西本願寺はまた金員を義捐した。これは明治13年10月のことであった。

続けて、「上人は平素深く軍隊との接触を保ち、布教実施の機会を待たれしが、端なく日清戦役に於ける従軍布教使の活動、特に戦場の兵士に対する精神教育は世の認むる所となり、為めに戦後急激に軍隊布教の要求あり。上人多年の宿望茲に達せらるるを得たり」と記している。

他方、西本願寺の高僧島地黙雷は、すでに明治8年鳥尾得菴、山県有朋、三浦親樹らの諸將軍と相談して東京麹町にあった宗主の別荘を借り受け白蓮社を結成、諸將軍を社員として日曜ごとに仏教講話が行われたという³²。島地は、維新政府による神道中心の教導政策を批判し改正させるに当って、明如を支えた中心人物であった。白蓮社について『本願寺史』では白蓮教会とあり、島地黙雷の対外活動におうじて各界人士を結合したものと記している³³。いずれにしても教団と軍要路者との早くからの交流が窺われるのである。

さらに、明如は参謀本部長官の承諾を得て明治20年3月17日より28日まで陸海軍諸学校などを一覽している所から察せられるように、軍隊中枢部

と接触を保ち、とくに軍隊布教の機会を待望していたことが窺えよう³⁴。こうした軍隊中枢部との接触と交流が伏線となって日清戦争における軍事援護事業への本格的な進出となって現れたといえる。

しかし、こうした明如の軍事援護進出への宿望はどのように形成されたのであろうか。明如の略歴をたどりながら、観察分析してみたい。

『明如上人伝』の略年譜によると³⁵、明如は嘉永3（西暦1850）年西本願寺第20世広如の第5男として生まれた。明治元年新門跡となり、次いで明治4年22歳で父広如が没したので西本願寺第21世を継職した。明治5年華族に列せられ、同年教導職大教正となり、明治6年には真宗四派管長となっている。明治36年54歳を一期に没し正二位に叙せられたが、その葬儀には儀仗兵二中隊が附せられたという。

明如の略歴を見ると、明治5年華族に列せられたり、あるいは同年教導職大教正に任ぜられたりと、維新体制に随順し、その宗教政策に組み込まれていった観がある。しかし、維新政権の宗教政策に対する明如の立場は、幕末時における教団の動向から観察する必要がある。

そもそも、西本願寺教団には島地黙雷、赤松連城、大洲鉄然ら防長の勤王派僧侶が多く、倒幕後天皇を中心に維新体制が発足したとき、協調体制をとりやすい土壌があった。西本願寺は幕末の動乱の中で勤王の旗幟を鮮明にし、文久3（1863）年春朝廷に金1万両を献じた。同年2月広如によって門末に「勤王の直論」として知られる直論が発せられた³⁶。この直論は勤王を明確にしたので朝廷を中心とする維新政権が発足した際も新政権の中枢と関係が維持されるものであった。

これは、外国船がしばしば渡来し国体にも影響するという状況認識を示しながら、宗門として安穩に寺務に邁進できるのも全朝廷・幕府の仁政に

よるものとし、国家のため寺門相応の勤王報国に心力をつくすとの趣旨を述べている。

また、慶応4（1868）年正月3日鳥羽伏見の戦が勃発すると宗主広如の命を受けて新門徳如は僧俗数百名をひきいて宮廷の守護に当たっている³⁷。この戦で政府は付近農民壮丁を募集したが一般は容易にこれに応じなかった³⁸。ここに本願寺門徒はかねて教団から勤王の教導を受けており直ちにこれに加わったという。教団も急使を諸国に派遣して勤王を奨励した。

慶応4年3月政府は天皇の親征の際、津村別院が行在所となり、同月23日広如は新門徳如と共に天皇を奉迎し、新々門明如は大阪に止って守護に当たった³⁹。閏4月7日天皇還幸となるが5日参内している。本願寺はこれに金2万両を費やした。

明治期に入って、西本願寺が一宗の方向を明示したのは広如の御遺訓御書（明治4年）といわれるものである。

すなわち、「夫、皇国に生をうけしもの、皇恩を蒙らざるはあらず（中略）況や仏法の世に弘通すること、偏に国王、大臣の護持により候へば、仏法を信ずる輩いかでか王法の禁令を忽緒せむや。是によりてわが宗においては王法を本として仁義を先とし、神明をうやまひ人倫を守るべきよし、かねてさだめおかるる所なり。（中略）しかるを仏教だに信ずれば、世教はさもあらばあれなど心得まどへるは、悲しかるべきことなり。（中略）希くは一流の道俗、上に申すところの相承の正意を決得し、真俗二諦の法義をあやまらず、現世には皇国の忠良となり、罔極の朝恩に酬ひ、来世には西方の往生をとげ、永劫の苦難をまぬがる身となられ候やう⁴⁰」とある。

ここにある真俗二諦の教説は、明治以降、教団が国家に奉仕・奉公する理論的根拠を与えた時代教学ともいえる。真俗二諦は、真諦すなわち信心正因・称名報恩という信仰の内実を求めつつ、俗

諦すなわち世俗的な生活において人道の履行および王法の遵守を求めたものである⁴¹。真俗二諦は、本来、真諦、俗諦が車の両輪のように、あるいは鳥の双翼のように相資相依するいうものであった。しかし、ここでは「王法を本として仁義を先とし、神明をうやまひ人倫をまもるべき」とあるように、維新政府の打ち出した神道国教化路線に傾斜した内容となっている。

さらに、念仏者は現世には「皇国の忠良」となって「朝恩」すなわち天皇の恩義に報いることが求められ、国家体制に奉仕・奉公する教説となった。念仏者は本来、信心獲得後、称名報恩行にいそしむものとされる。念仏者の信後の生活に報恩行が社会的貢献なりの活動として顕現するというものではない。ましてや、それが直ちに「皇国の忠良」になることを意味するものでもない。しかも、念仏の行業はここでは来世において往生を遂げるものへと限定されてしまった。この広如遺訓の精神は次代の明如にも継承され、明治19年制定の西本願寺教団宗制に反映されながら門信徒の社会生活を規定してきたといえる。

幕末期、西本願寺は勤王思想を門徒に鼓吹し度々の浄財を門徒より集め朝廷に献金した。また、宮廷の守護も行い種々朝廷に貢献したといえる。しかし、維新政府が発足すると、こうした朝廷への貢献が必ずしも報われる情勢とはならなかった。すなわち、維新政府は王政復古を掲げ神武建国の昔に復古することを維新の精神とした。こうして、明治元年神仏判然（分離）令を公布し、廃仏毀釈の嵐が吹き荒れた。

その後も、政府は国民の思想信仰を神道に統一しようとする神道国教化政策を打ち出した。すなわち、明治2年官制を改めて太政官の上に神祇官を新設した⁴²。さらに宣教師の制度を設け宣教師を神祇官所属とした。明治3年には神ながらの大道を宣布する大教宣布の詔勅が発せられている。

しかし、こうした神道中心の政策は、内外から反発を招き、明治4年神祇官を神祇省に格下げしたのである。同年には、神社がすべて国家の宗祀であることを宣し神社の社格および神官職制が定められ、次いで氏子取調規則（明治6年施行中止）が定められたことによって、国民が所在地の神社に従属することとなり、国家神道の基盤形成が図られたといえる。明治5年には神祇省を教部省に改組し、次いで教部省の下に教導職が設置された。

こうした中、明治5年明如は教導職大教正に任ぜられている。この教導職設置は仏教にとって新たな試練となった。それは、政府が仏教を神道の傘下に置いて利用しつつ国民を神道に教導しようとしたものであった。

すなわち、教導の方針を一定にするため「三条の教則」が出されたが、それは、「敬神愛国の旨を体すべき事」、「天理人道を明にすべき事」、「皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事」を内容とするものであった⁴³。教導職とは、この「三条の教則」の大意である皇室中心、敬神主義の趣旨を国民一般に知らせ教導する便宜上設置されたもので、主として神官僧侶が採用されたのである。同年には教導職養成機関である大教院の設置に関し各宗が建白し、大教院、その下に府県ごとに神仏教導職より成る一つの中教院、そして地方大小神社および寺院を小教院とした。こうして、仏教は政府の国民教導体制の一翼を担うことになったのである。

しかし、明如はこうした神道中心の教導政策に必ずしも従順であったわけではない。明如は明治5年欧州の宗教事情視察のため島地黙雷、赤松連城ら5人を派遣した。翌明治6年7月彼らは帰国したが、この間、とくに島地黙雷は「三条教則批判建白書」など維新政府の宗教政策に対する批判、大教院分離の主張を展開した。東本願寺も大谷光

瑩新門や石川舜台らが帰国し、明如はこれらの人とはかり、東西本願寺、高田派専修寺、木辺派錦織寺の真宗四派による四派協定を結び、神仏分離、大教院からの脱退、教法自由の運動を展開した。こうして、程なくして明治8年神仏教院の分離となった。さらに、明治10年教部省が廃止され、明治17年には教導職の名も廃止され、名実共に教導職制度は解体した。

この神仏教院分離によって信教の自由が達せられ⁴⁴、明如の運動は奏功したかに見える。実際は、しかし、信教の自由とはいっても行政上の保護によるもので皇室中心の意図を尊重し政治の妨害とならないようにというものであった。

二葉憲香は、そこを政権に対する全面的な服従奉仕が信教自由の代償であったとし、全仏教界における排仏への最大の抵抗者真宗、その指導者明如は完全に政府の要求をのんだと批判している⁴⁵。二葉の西本願寺教団と宗主明如への批判には否定できないものがある。

そこに、明治期の開明的思想家である福沢諭吉が明治8年刊行の『文明論之概略』において、仏教は治者の党に入ってその力に依頼しない者はなく、宗教はあっても自立の宗政はなかったとの指摘が想起されるのである。

しかし、別の観点、たとえば維新直後の廃仏の危機より見れば、仏教はしたたかに生命線を守ったと見ることもできよう。明治9年、明如は神仏分離布教、信教自由に至った経緯を述懐している⁴⁶。明如の述懐には仏教教団の宗主として、念仏の教法と政権が強行した神道国教化路線の間に揺れる苦悩と呻吟が見て取れよう。そして、たしかな金剛の深信を根基として信教の自由が抑圧されるものではなかったとの述懐に宗主としての自負の一端を垣間見ることできる。

一面、仏教の本丸を譲り渡したかの観がある教導職制度についても、時の維新政府の国家主義に

訓練される機会であったとの伊東多三郎の評価がある⁴⁷。廃仏毀釈は封建仏教の物質的破壊であり、教導政策はその思想形態の組織替えであったという。

維新以降の社会情勢において、封建社会の機構が近代社会の諸制度に生まれ変わる生みの苦しみがあった。仏教もその例外ではなく、従来の封建的性格を脱して維新後の社会情勢に対応するため諸般の再編を行うことが求められた。

つまり、仏教教団における宗制の革新、宗学の確立、宗門学校の創設があり、さらに慈善事業への進出があり、とくに国家社会に有用性を認知されるために軍事援護事業への進出が行われたといえる。それは、国策の一つである富国強兵に直接的に関与し、とくに出征兵士の士気を鼓舞することに貢献できるものであった。維新後、仏教が課題としてきた自らの社会的有用性を具体化・現実化したのが仏教教団による軍事援護事業であったといえよう。

以上、部分的ではあるが西本願寺教団の宗主明如の思想と事跡を観察しながら、仏教教団としての西本願寺が仏教慈善事業の一分野である軍事援護に進出する過程を考察してきた。

次に、明如が日清戦争においてどのような思想を表し、またどのような活動を行ったのかについて見てみたい。

2) 日清戦争における明如の行動

宣戦布告の前日である明治27年7月31日、西本願寺教団は執行長島地黙雷、執行小田仏乗、執行水原慈音の名で次の訓告第三号を発した⁴⁸。

そこでは、真俗二諦にある王法為本を援用して、「王法為本の宗義にもとづき尽忠報国の誠を致さん（中略）其俗諦とは忠孝を重んじ職業を勉め緩急に臨み国家と休戚を同じくするにあり」と述べている。そして、開戦不可避の状況下、「本宗の

信徒たる者奮然として国家と教法との深恩に答ん事切望堪へず」と緩急に対する覚悟を門信徒に求めている。

翌8月1日宣戦の詔勅が煥發され、教団は同月7日局達第46号を以て臨時部を設置し、大洲鉄然を部長とした⁴⁹。まず、使僧を派遣し、各地門末に対して恤兵を奨励し、献金を勧誘することとした。

明如は、開戦後、程なくして東上し8月中旬3回にわたり参内している。そこで戦争遂行に当る政權に教団がどのように協力するのかが諮られたことであろう。その間の動静をしばらく『明如上人日記抄』によって明如自身によって語ってもらおう⁵⁰。

すなわち、「8月9日一本日為天機伺上京、直達如例。13日及14日（中略）光瑩も同所参内、侍従職に至岩倉幹事へ面会、天機奉伺申上、尚肴献上、退朝。皇后陛下は御留守中に付、表帳簿は如例に而山口書記官へ申入置。

15日山縣伯へ行回答礼に明日来る、赤坂、宮御殿、青山御所如例。（中略）（別院の）逮夜畢而近衛公を訪問老公と会食す。

16日土方宮内大臣より左の通り来る。明17日午前10時拝謁被仰付候旨御沙汰候条、右、時限30分前参内可有之、此段及御達候也。右、請書。

17日午前9時30分召により参内、10時鳳凰の間に而賜謁、御前を退き宮内大臣の官房に入る桜井書記官を以て呼に来る、大臣官房に而大臣曰く、（左に記する方法は秘密故不記）『方今の形勢に付き、於本山計画施行せらるる所の方法兼て承置たる如く委曲上奏せしに、陛下には深く御満足に被思食たり、尚其方法に依り勉励する様との御沙汰あらせられたり。』而して更に光瑩卿と兩人へ、大臣より目下海内人心の静寧を望む折柄に付、布教上一層尽力有りたし云々。又、内務大臣より軍事公債募集の事に付談話有之。右、謁見御請出發、

天機伺者岩倉幹事へ申入。内実同人へ相談の上、但、帳簿には不記載。(下線部筆者)」と。

こうして、8月1日の開戦よりすぐさま8月中旬に天皇に伺候し、天皇や政府要路者とは、主に参戦兵士の精神的援護を図る布教、軍事公債募集についての協力などが諮られたと推察される。その後、直ちに8月16日より約50日間にわたり嗣法鏡如と精力的な軍隊慰問を行うのである。それは、明如が幕末以来抱懷してきた勤王精神の発露であり、仏教が国家に奉仕・奉公する具体的・現実的事业であった。

3) 軍隊慰問における明如の教諭

宣戦布告が行われて以来、明如は嗣法鏡如と共に手を分って近畿、中国、九州、四国を巡回した。各師団および鎮守府を慰問し、出征軍人に対する帰敬式を行い、名号を与え、法名を授けて奉公の大義を諭示し、病院を慰問した。また、地方の僧俗に対して義勇奉公の旨を諭し、沿途の各地においても一々最寄の門末を召集した。この間、およそ50日間に及ぶが、以下、その内容を略述してみよう⁵¹。

明治27年8月16日鏡如は大津分営を慰問して、将校下士卒550余名の帰敬式を行い、ならびに教諭を行う。同20日大阪師団にて将校、下士卒約2,400名の帰敬式を行い、ならびに教諭を行い、同27日伏見分営を慰問して将校兵卒330余名の帰敬式ならびに教諭を行った。なお、本山においては日々近衛および各師団の後備、予備兵士のために帰敬式を行った。

明如は8月20日、第五、第六師団および呉、佐世保の各鎮守府慰問のため出発した。8月20日姫路分営を慰問し、将校42名、兵卒1,600名の帰敬式、ならびに教諭を行い、小田仏乗が復演した。

8月22日、広島第五師団司令本部を慰問し、寺町仏護寺にて師団軍人に教諭、大洲鉄然が復述し

た。その後、将校下士以下806名の帰敬式を行う。23日には同師団将校、下士卒1,264名、24日は906名の帰敬式ならびに教諭を行った。

広島第五師団における教諭は、明治27年10月3日『婦人雑誌』に掲載されている。その内容は、仏教は単に未来得脱を説くだけでなく、俗諦として人は本分を尽し、国のため君のために身命を惜しまず忠誠を尽すのが本意であるとする。俗諦における世俗の人道履行と王法遵守のあり方が国家と天皇のために奉仕・奉公する論理として展開された。さらに、「死を鴻毛よりも軽んじて、国家の為に、飽まで義勇を振ひ、以て皇運を扶翼し奉り、国威を光輝せんことを、期せられよ」と結び、軍人に対してではあったが、人間の命が国家の戦争遂行の大義の前に、いかに軽んじられていたかが知られるのである。

8月24日寺院僧侶に対して親諭、仏護寺にて参集の僧俗に対し書取を以て親教を行い大洲鉄然が復演した。なお、成歓の戦に負傷した兵士が当地病院に帰療しており、書取を以て慰問した。

25日宇品港より乗船して呉港に向い、同港陸軍将校15名、下士卒818名の帰敬式を執行する。その他267名へ名号を授けた。26日鎮守府司令本部を慰問した。同広場において海軍兵士のために教諭を行った。また、妙法寺にて兵士502名の帰敬式を行い、来集の僧俗へ親教した。なお、有地中将の要請により、その官宅において将校夫人一同に対して教諭した。夜は海兵団の職工数百名を集めて暉峻巡教使の説教があった。また、海兵団の懇請によって諸島ならびに近海要地へ出張する兵士に教諭書を送った。

以上のように、それこそ時間刻みの旅程の中で明如は軍隊を慰問し、あるいは有縁の僧俗を教諭し、念仏者としての戦意高揚を説いたといえる。8月末門司小倉に始まり熊本、福岡、佐賀、佐世保、長崎、さらには四国の塩屋別院、丸亀などに

おける慰問活動も行い、10月4日帰京の途についた。その間の詳細は煩を避けて本文に譲ることとしたい。

こうして、帰山の後、10月14日明如より鴻之間において一般門末に対し、慰問の大意を示し、かつ門末一致して詔勅の聖意を奉戴し、嚴護法城の誠を發揮すべき旨を懇諭した。また、各地の軍隊慰問に従うだけでなく、教団の本山にあっても出征軍人のために帰敬式を行い、教論も少なからず行った。これらの帰敬式受式者は将校470余名、兵卒26,370余名に上った。

11月2日に至ると、明如は広島大本営に明治天皇を奉伺し、26日在清軍隊慰問兼従軍布教の許可を得て従軍布教使を戦地に派遣することとなった⁵²。

また、陸海軍人に対して直諭を認め、これを印刷して『剣の光』と題し随時寄贈した⁵³。これは出征兵士の労苦をねぎらいつつ臨戦の心得を申し聞かせたいとの明如の意思が表れたものであった。すなわち、陸海軍人はその職分が直接に攻守の任に当り、国家の柱石となるべき者であり、武勇を振い身命を惜まず、専心に奉公しなければならないとする。次に、後生は阿弥陀如来よりの救済があるから疑懼の念なく砲煙弾雨の中を身命を惜まず天皇、国家の恩に報ずるために奉公せよと諭している。これは一連の軍隊慰問における教論の内容を集大成したものといえる。

真俗二諦という時代教学が、この日清戦争においては、真諦は阿弥陀如来の救済があるから後生は安心せよ、そして俗諦は天皇、国家の為に忠誠に奉公せよとの論理となった。世俗生活における俗諦のあり方が、とくに陸海軍人に対しては不惜身命の論理に転換されたのである。

次に、西本願寺教団が具体的・現実的にどのような事業を行っていたのかについて、その内容を略述することとしたい。

5. 西本願寺教団の軍事援護事業

1) 従軍布教

すでに、西本願寺教団は明治26年ごろから組織的な従軍布教の形態を取っており、同年本山は陸海軍人布教法案ならびに実施方法を制定している⁵⁴。

これは、陸海軍人の布教について、受持を定めたものである。実施方法としては陸海軍所在の本支部と各地方の便宜によって、甲乙丙の三部に分け、甲部から順次布教に着手することとした。しかし、この実行に移る前に日清戦争が勃発したため、軍人に対する布教の必要に迫られたのである。

ここで、『明如上人伝』の要述に依拠して明治28年4月講和締結の頃までの従軍布教活動を略述してみたい⁵⁵。

まず、明治27年12月30日大本営の許可を得て、木山定生を戦地に派遣し、第一第二軍の戦闘線内全部を順次巡回し、各営所各病院など一々を慰問し、兼て布教、葬祭などに従事させた。明治28年1月に至り、さらに香川黙識、鹿多正現、弓並明哲、伊藤洞月の4名に従軍布教を命じ、15日戦地に向わせた。この4名は金州到着の上、第二軍司令部に照会して、黙識、洞月の両名は第一軍に、正現は第二軍に、明哲は第六師団司令部に従属した。

以来、黙識、洞月の両名は第一軍の戦闘線内、すなわち蓋平、海城、缸瓦塞、営口など、正現は第二軍戦闘線内、すなわち金州、旅順港地方を往復巡回し、明哲は威海衛攻撃軍とともに山東省に入り、威海衛陥落後は正現とともに旅順地方の各営を巡回し、布教、葬祭などに従事した。

1月10日藤島了穩を大本営下の広島に駐在させ、同市材木町浄円寺内に出張所を設けて従軍布教者の取扱い、滞広する各師団の兵士の教諭、軍隊出入の送迎および予備病院で死亡した兵士、軍夫の葬祭などの事務を取扱わせた。2月混成枝隊

が広島に集中すると、藤島に命じて従軍布教使付属の件を大本営に請願させ、その許可を得た。

混成枝隊が広島滞在中、赤松連城を出張させ、従軍僧とともに士気を鼓舞し、聖旨の徹底に勉めさせた。こうして戦線の拡大するにしたがい、従軍布教、在郷軍人教誡、軍隊出入の送迎、戦病死者の葬儀などの事務が次第に複雑となって、3月5日臨時部出張所を広島に設けた。3月日本軍が澎湖島を占領するに当り、下間鳳城、名和淵海の両名に命じて同月7日混成枝隊に従属させ同地に向わせた。上陸後、悪疫が猖獗を極め、下間鳳城は同島馬公島において病没し、名和淵海は患者の看護および死者葬儀のために困苦をなめたという。

なお、現地における従軍布教者の任務は、時と所によって様ではないが、概して次のようなものであった⁵⁶。

- 一、各兵営を慰問し、本山の意志を伝え、名号を授与し、書籍などを寄贈すること。
- 一、各病院を訪問し、患者に対して慰安をあたえること。
- 一、適宜の所に教筵を開き、兵士と軍夫に対して安心立命および衛生、風紀などに関する説話をなすこと。
- 一、死者の遺骸を火葬もしくは埋葬して葬儀を営むこと。
- 一、追弔法要を修行すること。
- 一、死者の遺骸および遺物を本人の郷貫に送致すること。

但し、澎湖島の悪疫猖獗の際のような場合は、さらに患者の看護にも従事するとした。

ここで、布教使による従軍布教の内容について述べると、島地黙雷の従軍布教の指南書ともいえる「従軍布教の要点」を見ることによって察知されるのである⁵⁷。

日清戦争が起ってから各宗僧侶は国民を勧導

し、恤兵献金、慰労弔祭など、種々有益の事業に従事している。その教化の人心を維持し世道を開通する功労は大きい、従軍布教の傍ら戦死者弔祭追薦に従っているのは、ほとんど軍人の戦闘におけると同様、護国扶宗における偉業といえる。

従軍布教は一軍の士気に影響し、その成否が国運の消長にも及び、極めて慎重を要する大任である。僧侶の教誨は必ずしも号令指揮に従うことを説くのではない。ただ奮進決闘する国家を保護し天皇に報いる盛事であり、不朽の忠孝を説いて軍人の心情を愉悦させ今生の榮譽とする。それだけでなく、仏陀大悲の眷愛を蒙るので来世往生の喜ぶべきことを述べて歓喜勇躍、この榮事に勇進することを勧めるものである。

軍人最要の精神は、天皇が陸海軍人に下した明治15年1月の軍人勅諭によって明瞭である。それはとくに忠節を尽すこと、礼儀を正しくすること、武勇を尚ぶこと、信義を重んずること、質素を旨とするものの五つである。従い軍隊へ教諭するのは仏陀の忠臣孝子であることを以て直ちに陛下哀憐の臣子とすることを要する。

以上の通り、従軍布教は軍属としてではあるが、軍人の戦闘と同様、僧侶による護国扶宗の事業と見なされている。それは国家の戦争遂行を援護し、仏教自身の扶翼を図るものであった。

2) 恤兵献金および公債募集、追弔会修行など

前述の通り、明治27年7月31日教団は門末に向って訓告を發し、軍資献金および恤兵寄贈を奨励した。同時に清酒50石を駐韓軍隊に寄贈し、また金5千円を恤兵部に献納している。こうした恤兵献金などの事業について、講和成立までの教団の動向を次に略述することとする⁵⁸。

宣戦布告後の8月7日、教団は臨時部を設置し、使僧を派遣したが、これは各地門末に対して恤兵の奨励、献金の勧誘を目的としたものである。

8月明如が嗣法鏡如と共に各地の軍隊を慰問した際、とくに僧俗信徒に対して軍事公債募集を奨励した。同月31日、その公債5千万円募集が公布されると、教団は直ちに50万円を申込み、門末に対して公債募集奨励の諭告を発したのである。さらに、12月第2回の公債募集にも、教団は率先して36万円の募集を申込み、同時に再び門末に募集奨励を訓告した。

その他、軍人に名号を与え、法名を授け、書籍・雑品を寄贈したり、あるいは病院などへ金円を寄付したことなどは枚挙にいとまがない。

なお、戦病死者の追弔会修行についても、明治28年3月以来、明如の親修が行われると共に、諸別院においても修行された⁵⁹。また、門末に訓告して各地方において修行させた。各師団諸分営の要請あるいは各地官民共同の発起によって、明如もしくは鏡如が参向して修行したことも度々であった。その短いものは1日一座、長いものは3日間にわたり法要の内容は一樣ではないが、参拝した戦病死者遺族に対して垂諭し、あるいは随行者が代って教諭するなど遺族の慰安に努めたのである。

なお、第1回追弔会として、明治28年3月10日広島東練兵場において寺院・門信徒協同発起によって修行したものがあり、鏡如が参向し、大総督小松宮をはじめ、大本営詰の文武官および滞広の陸海軍将校、兵士などの参拝があり、大本営から軍楽の寄贈があった。これが西本願寺における軍隊追弔会の始まりであろう。

明治28年4月17日日清両国の講和が成立したが、講和後、東本願寺とも交渉して師団・鎮守府所在地に布教員を駐在することを陸海軍両大臣に出願し、許可を得た⁶⁰。こうして、同年以降、陸海軍隊の駐屯する要地に布教員の駐在が行われ、その数およそ40箇所に及んだ。平時においても軍人に対する精神講話や衛戍（陸軍）監獄の教誨に

当り、外地の駐在布教員はその地の開教使の兼任する所となった。

以上のように、日清戦争を契機として、本格化した教団の軍事援護事業であったが、戦後も外地をふくむ陸海軍の要地における従軍布教が行われた。こうして、海外にまで波及する国家の軍事政策を援護する体制の中に教団自身が組み込まれていったのである。

おわりに

明治仏教の課題は、維新以降、政権の神道を中心とする宗教政策およびキリスト教の布教伝道や事業活動という内外の攻勢に対して、自らの社会的有用性が容認されることであった。その課題に応える一つの活路を、仏教慈善の事業化に求め、日清戦争を契機に軍事援護事業として具体化・現実化したといえる。

慈悲を根本精神として平和を志向する仏教においては、もとより戦争遂行の論理は導き出すべくもない。しかし、日清戦争に対する仏教各宗の考え方は、開戦後、現状追認的な論調が大勢を占め、国策に追随する軍事援護事業を推進した。その具体的・現実的な事業として、主に従軍布教、軍隊慰問が行われ、さらに捕虜撫恤、病院訪問、軍人遺家族の慰問、貧困家族の救済なども行われた。そこに仏教慈善事業としての独自にして固有の事業形態と展開を見せていたといえる。

一方、西本願寺教団の軍事援護事業は、直接的には国家の戦争遂行に後方支援として参画したものといえる。その思想的根拠として、時代教学ともいえる真俗二諦を前面に押し出した。つまり、俗諦における世俗の人道履行と王法遵守の論理を、戦争勃発とともに全面的に天皇と国家の恩義に報いる奉仕・奉公の論理に転換し、軍事援護における精神的支柱とした。さらに、宗主明如の思想と行動を観察分析することを通して、教団の軍

事援護事業は、社会的有用性の容認という明治仏教の課題に応える一面を併せもっていたことが明らかになった。

国民皆兵の下、軍人家族をはじめ民間に多大の犠牲と負担を強いた戦争であった。しかし、政府による公的な軍事救護は、日露戦争を契機として一往の体裁が整えられたのであるが、その内実は廃兵院法に見られるように限定的・弥縫的な施策にとどまった。ましてや、日清戦争時には軍事救護としての公的施策は見るともなかつた。こうした中、仏教の軍事援護は貧困な公的施策にとって補充あるいは代替的役割をも果たすものであった。

しかし、仏教の軍事援護は、総じて仏教が本来もっている平和的精神を発揮しえないまま、戦争遂行という国策に追随していったのが実情である。そこに仏教慈善事業の一分野としての独自性・固有性をもちながらも、国策に傾斜した事業としての制約と限界を免れることはできないのである。

¹ 窮民に対する一般救護とは違って、「国民が兵役に服せるために生ぜる本人又は遺家族の生活困難を救護する施設」となりと定義される軍事救護制度としては、明治初年には軍人恩給ならびに遺族への扶助の制度がみられ、「軍事救護に関する民間の事業」とされる軍事援護事業としては、1877年設立の日本赤十字社がもっとも古いとされる（池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社、1994年、226-227頁）。

なお、小論では仏教によるこの種事業を「仏教の軍事援護事業」と統一・表現することとした。吉田久一は仏教によるこの種事業を「軍事保護」と表現している。それは軍事救護制度と軍事援護制度とを包括して「軍事援護」としている先行研究もあり（たとえば吉富滋『軍事援護制度の実際』山海堂、昭和13年）、それとの混同を避けたものであろう。また、「仏教の軍事保護」と表現することで仏教慈善事業と

しての固有性・独自性を表出したのかもしれない。なお、吉富は法外の民間団体による事業を軍事後援団体の援護事業と表現している。その意味で、仏教のこの種事業を「仏教の軍事後援事業」とすることも可能かもしれない。

- ² 山崎巖『救貧法制要義』昭和6年、佐藤進編・解説『社会福祉古典叢書5 田子一民・山崎巖集』所収、鳳書院、昭和57年、328頁。
- ³ 日清戦争時、軍資献納金および寄贈品について、陸軍恤兵部が受け付けたものだけでも、軍資献納として216万4,686人から220万9,770円70銭9厘、寄贈品として94万9,128人から評価額で70万8,634円33銭6厘に達した。寄贈者の合計311万3,814人は、明治27年12月31日現在の総人口4,181万202人の7.4%に当る。（松山幸夫編著『近代日本の形成と日清戦争－戦争の社会史』雄山閣、2001年、150頁。）
- ⁴ 石川幹明『福沢諭吉伝』第三巻、岩波書店、昭和7年、718-736頁。
- ⁵ 岩波書店編集部編『近代日本総合年表第四版』岩波書店、2001年、138頁。
- ⁶ 大霞会編『内務省史』第2巻、原書房、昭和55年（復刻原本、昭和46年）、460-461頁。
- ⁷ 山崎『前掲書』328-331頁。
- ⁸ 富田愛次郎『社会事業の発達』昭和17年、一番ヶ瀬康子解説『戦前期社会事業基本文献集57』所収、日本図書センター、1997年、282頁。
- ⁹ 吉富『前掲書』12-13頁。
- ¹⁰ 富田『前掲書』259-260頁。
- ¹¹ 吉富『前掲書』12-13頁。
- ¹² 富田『前掲書』260頁。
- ¹³ 吉富『前掲書』13-14頁。
- ¹⁴ 富田『前掲書』283頁。
- ¹⁵ 神戸務『日本赤十字社発達史』帝国廃兵慰籍会、明治39年、131-145頁。
- ¹⁶ 本願寺史料研究所『本願寺史第3巻』浄土真宗本願寺派、昭和49年、358頁。
- ¹⁷ 二葉憲香・福嶋寛隆編『島地黙雷全集』第5巻、本願寺出版部、1978年、859頁。
- ¹⁸ 吉田久一『吉田久一著作集5 改訂増補版日本近代仏教社会史研究（上）』川島書店、1991年、200頁。

- 19 石黒忠恵「赤十字事業」副島八十六編『開国五十年史』開国五十年史発行所、明治41年、881頁。
- 20 大霞会編『前掲書』第1巻、220－221頁。
- 21 『同上書』第2巻、458－459頁。
- 22 吉田『前掲書』279－283頁。
- 23 『仏教大家論集』第九輯、18頁。
- 24 真宗聖典編纂委員会編『浄土真宗聖典－註釈版－』本願寺出版部、昭和63年、853頁。
- 25 吉田『前掲書』343頁。
- 26 『密厳教報』第131号、明治28年3月20日、18－19頁。
- 27 吉田『前掲書』351頁。
- 28 『同上書』351頁。
- 29 仏教徒社会事業研究会『仏教徒社会事業大観』大正9年、99－100頁。
- 30 千葉乗隆編『仏教婦人会百五十年史』仏教婦人会総連盟、昭和57年、年表13頁。
- 31 明如上人伝記編纂所『明如上人伝』本願寺臨時法要事務所、昭和2年、809-810頁。
- 32 常光浩然『明治の仏教者（上）』春秋社、昭和43年、98頁。
- 33 本願寺史料研究所『前掲書』219頁。
- 34 柱本瑞俊編『明如上人日記抄』本願寺室内部、昭和2年、16－19頁。
- 35 明如上人伝記編纂所『前掲書』、明如上人略年譜、1－19頁。
- 36 本願寺史料研究所『前掲書』8頁。「勤皇の直論」には「普天之下、率土之浜、王臣に無之者は壺人もあらず、殊に当門は古来厚公武之恩庇を奉蒙、随而は於門末も泰平鼓腹之世に生れ、安穩に令寺務候事は、全朝廷・幕府之御仁政に候得ば御国恩之程を思ひ、徒に可傍觀時節には有間敷、為国家、寺門相應之勤皇報国には可竭心力儀に候」とある。
- 37 『同上書』15頁。
- 38 『同上書』20頁。
- 39 『同上書』21頁。
- 40 『同上書』25－27頁。
- 41 西本願寺宗制（明治19年制定）第二章に真俗二諦について、「一宗の教旨は、仏号を聞信し、大悲を念報する、之を真諦と云ひ、人道を履行し、王法を遵守する、之を俗諦と云ふ。是即ち他力の安心に住し、報恩の経営をなすものなれば、之を二諦相資の妙旨とす」とある。
- 42 福嶋寛隆「近代の仏教と『慈善』」、福間光超先生還暦記念会編『福間光超先生還暦記念・真宗史論叢』所収、永田文昌堂、1993年、963頁。
- 43 土屋詮教『明治仏教史』三省堂、昭和14年、55－61頁。
- 44 明治8年11月27日教部省「口達書」に「教法家は信教の自由を得て行政上の保護を受くる以上は能く朝旨の所在を認め常に政治の妨害とならざるに注意するのみならず務めて此人民を善誘し治下を翼賛するに至るべき是れ教法家の政府に報ずる所以の義務と謂うべし」とある。
- 45 「明如とそれをめぐる人々」『二葉憲香著作集』第2巻、永田文昌堂、1999年、464頁。
- 46 明如は次のような述懐をしている（二葉「前掲稿」所収、460頁）。すなわち、「朝政革新百事変更の際に方て、予龍谷の法統を継ぎ、宗風を興起せんと尽力するここに五年なり、其間時運の転遷と官省の施設とによりて教義通塞の艱難に懼り、東奔西走、本山在住の日すら尚少し、（中略）然るに去年の夏に至り、漸く分離布教の官令を蒙り、初而継職以来の宿志を満足せり、顧るに信教の自由なる、毫も外の抑圧をうけずといへるは、みずから移らざる猶若金剛の深信に根基するの外なし、（中略）所謂祖師聖人御相伝一流の肝要はただこの信心一つに限れり、また弥陀をたのみ外に当流の法門はなきなりと、（中略）既往を改め将来を慎み、生死事大無常迅速に心をとどめ、聞名信喜の安心に住しつつ攝取光中に起臥し、報恩の称名とともに職業を励み、外の権利を妨げずおのが義務を尽し、朝旨を奉じ国制を守り候はば、触光柔軟の誓益空しからず」と。
- 47 伊東多三郎「明治時代の仏教-特にその国家主義的要素について-」『仏教』1巻4号、昭和10年、57頁。
- 48 『明教新誌』第3450号、2－3頁。
- 49 明如上人伝記編纂所『前掲書』865頁。
- 50 柱本瑞俊『前掲書』282－284頁。
- 51 明如上人伝記編纂所『前掲書』876－885頁。

- ⁵² 本願寺史料研究所『前掲書』367頁。
- ⁵³ 明如上人伝記編纂所『前掲書』871－873頁。
- ⁵⁴ 本願寺史料研究所『前掲書』365－366頁。
- ⁵⁵ 明如上人伝記編纂所『前掲書』885－887頁。
- ⁵⁶ 『同上書』888頁。
- ⁵⁷ 「從軍布教の要点」『三宝叢誌』132号、明治28年3月、二葉憲香・福嶋寛隆『前掲書』第4巻所収、本願寺出版部、1976年、419－423頁。
- ⁵⁸ 明如上人伝記編纂所『前掲書』890－893頁。
- ⁵⁹ 『同上書』893－894頁。
- ⁶⁰ 本願寺史料研究所『前掲書』368－369頁。